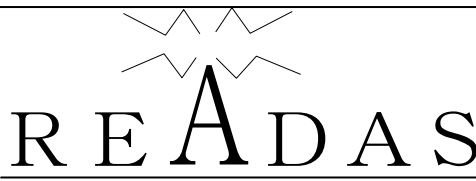


第 4854 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 11月 14日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 早期退職優遇制度の一時金

**Q**：当社では、この度、早期退職希望者の募集をしました。希望者には一時金を支給しますが、この一時金の取扱いはどうなりますか？

**A**：退職所得となり、源泉徴収の対象になります。

### 【解説】

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、一般的には、雇用契約等に基づいて非独立的に提供される労務の対価と解されています。したがって、給与所得には、雇用先から定期的に支払われる給料、賃金等及び賞与などの金銭で支払われるものだけでなく、物や権利等などのいわゆる現物給与も含まれます。

一方、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に支払を受ける一切の給与（退職手当等といいます。）をいいます。

また逆に、退職せずに引続き勤務する役員又は従業員に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、一定のものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、上記にかかわらず、退職所得として取り扱うこととされています。

早期退職希望者に対する特別加算一時金は、早期退職優遇制度の適用を受けて退職する場合に支給されるものであり、まさに退職に基因して支払われるものですから、退職所得として取り扱うこととなります。

